

専決処分報告（訴えの提起）

令和8年（2026年）9月24日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、給食費請求事件13件について、次のとおり訴えを提起する。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
1	令和8年3月4日 札幌簡易裁判所 令和8年(ハ)第20366号 給食費請求事件 札幌市南区在住者	相手方は、札幌市立学校において学校給食の提供を受けた児童生徒の親権者であるが、学校給食費を納入期限までに納入せず、本市の再三にわたる督促等にも応じないことから、本市が支払督促の申立てをしたところ、相手方から適法な督促異議の申立てがなされたため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることとなった。	相手方は、本市に対し、430,482円を支払うこと。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
2	令和8年3月4日 札幌簡易裁判所 令和8年(ハ)第20389号 給食費請求事件 札幌市白石区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に 対し、330,480円 を支払うこと。
3	令和8年3月4日 札幌簡易裁判所 令和8年(ハ)第20390号 給食費請求事件 札幌市豊平区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に 対し、394,127円 を支払うこと。
4	令和8年3月4日 札幌簡易裁判所 令和8年(ハ)第20396号 給食費請求事件 札幌市西区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に 対し、222,195円 を支払うこと。
5	令和8年3月4日 札幌簡易裁判所 令和8年(ハ)第20399号 給食費請求事件 札幌市北区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に 対し、247,487円 を支払うこと。
6	令和8年3月4日 札幌簡易裁判所 令和8年(ハ)第20400号 給食費請求事件 札幌市東区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に 対し、220,352円 を支払うこと。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
7	令和8年3月4日 札幌簡易裁判所 令和8年(ハ)第20409号 給食費請求事件 札幌市北区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に 対し、221,508円 を支払うこと。
8	令和8年3月4日 札幌簡易裁判所 令和8年(ハ)第20420号 給食費請求事件 札幌市中央区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に 対し、226,306円 を支払うこと。
9	令和8年3月4日 札幌簡易裁判所 令和8年(ハ)第20425号 給食費請求事件 札幌市南区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に 対し、264,207円 を支払うこと。
10	令和8年3月4日 札幌簡易裁判所 令和8年(ハ)第20448号 給食費請求事件 札幌市白石区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に 対し、224,939円 を支払うこと。
11	令和8年3月4日 札幌簡易裁判所 令和8年(ハ)第20470号 給食費請求事件 札幌市北区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に 対し、224,222円 を支払うこと。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
12	令和８年３月４日 札幌簡易裁判所 令和８年(ハ)第20489号 給食費請求事件 札幌市東区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に 対し、247,500円 を支払うこと。
13	令和８年３月４日 札幌簡易裁判所 令和８年(ハ)第20607号 給食費請求事件 札幌市白石区在住者	1に同じ。	相手方は、本市に 対し、218,838円 を支払うこと。